

第1章

後期行動計画の 策定にあたって

第1章 後期行動計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

市では、男性と女性が性別に関わりなく社会の一員として尊重され、ともに支えあい、ともに認めあい、ともに輝いて生きることを目指して、平成20（2008）年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、市民、事業者、団体等との協働により、男女共同参画の推進に関する様々な施策に取り組んできました。しかし、「男は仕事、女は家庭」という言葉に代表される固定的性別役割分担意識*とそれに基づく社会制度や慣行が依然として残されており、女性の社会参画や男性の家庭生活などへの参画が十分に進んでいない現状があります。さらに、共働き世帯の増加などに伴い、仕事と家庭や地域生活を両立させるための環境の整備が一層求められていることなど、取り組むべき多くの課題があります。

また、国においては、少子高齢化の進展と人口減少社会の到来、非正規労働者の増加と貧困・格差の拡大といった社会経済情勢の変化に対応するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法*」という。）、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法*」という。）の改正など、男女共同参画に関する法令が整備されました。

このような状況のなか、山口市男女共同参画基本計画の前期行動計画が、平成24（2012）年度で5年を経過することから、男女共同参画の推進を妨げる多くの課題や関係法令の整備等に対応し、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画を実現していくために、後期行動計画の策定が必要となりました。

後期行動計画では、今後の5年間の目標と方向性を示すとともに、政策・方針の立案及び決定の場への女性の参画の推進及び男女共同参画意識の一層の浸透、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）と配偶者からの暴力の防止・被害者支援を特に重点的に取り組むこととし、市民の皆様とともに施策を推進します。

2. 計画の位置付け

○本計画は、男女共同参画社会基本法の第14条第3項に基づく“市町村男女共同参画計画”にあたります。

○本計画のうち「基本目標1」「(3) 男女間の暴力を許さない社会の実現」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に基づく“市町村基本計画”にあたります。

用語解説 * 固定的性別役割分担意識 P98、* 育児・介護休業法 P98、* DV防止法 P99、* ワーク・ライフ・バランス P100

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成25（2013）年度から平成29（2017）年度までの5年間とします。
なお、社会情勢の変化等への対応のため、必要に応じて見直しを行います。

4. 計画策定についての基本的な考え方

(1) 目指すべき社会

男女がお互いを尊重し、責任を分かち合いながらともに力を合わせるができる男女共同参画社会の実現は極めて重要な課題となっています。

山口市では、「認めあい、支えあい、ともに夢拓くまちーやまぐちー」を基本理念として市民一人ひとりの理解と協力のもと、互いに社会の対等な一員として、個人として尊重され、自分らしい生き方を選択することができる社会を目指します。

(2) 社会経済情勢の変化についての現状認識

社会経済情勢の変化について、次のように認識しています。

① 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

少子高齢化の進展により、生産年齢人口が減少しており、平成17（2005）年からは人口減少社会に突入しています。

本市においても、平成22（2010）年から平成37（2025）年までの15年間に、年少人口が約3千人、生産年齢人口が約1万4千人減少し、老年人口は約8千人増加すると予測されています。また、平成22（2010）年を100とした数値は、25年後の平成47（2035）年には約90となり、1割の人口が減少すると予測されています。また、出生率は、大きな流れとして減少傾向にあります。

② 経済の低迷と雇用情勢の悪化

平成20（2008）年の世界金融危機に端を発して、わが国の経済は長期的に低迷を続けており、これに伴い、失業率の上昇、就職率の低下など、雇用情勢は厳しさを増しています。

こうした中で、非正規雇用が増加傾向にあり、労働者に占める非正規労働者の割合は、平成23（2011）年には、女性は54.7%、男性は19.9%となっています。特に、若年層において非正規雇用の割合が増加しており、15歳から24歳の年齢層では男女ともに約半数が非正規雇用となっています。こうした失業者や非正規労働者の増加により、貧困など生活上の困難に直面する人々の増加が懸念されます。

また、女性に非正規雇用が多いこととも相まって、男女間の給与水準の格差も顕著となっています。

③ その他

未婚・離婚の増加等による単身世帯やひとり親世帯の増加、個人の価値観の多様化などによる地域や職場、家庭での人間関係の希薄化や孤立化などが懸念されます。

(3) 国・県の動向等への的確な対応

「第3次男女共同参画基本計画」の策定（平成22（2010）年12月閣議決定）をはじめとした国・県の動向等に的確に対応した計画とします。

【国の動き】

① 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の策定

平成19（2007）年12月に、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）に関する国民的な取組の大きな方向性及び企業や働く者の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針について、憲章及び行動指針が策定されました。

また、平成22（2010）年6月には、施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ、新たな視点が盛り込まれるとともに、労働時間等の見直しガイドラインが改正されました。

② 「女性の参画加速プログラム」の決定

平成20（2008）年4月に、あらゆる分野における女性の参画加速のための基盤整備を行うとともに、医師・研究者・公務員の3つの重点分野について戦略的に女性参画の取組を推進するため、「女性の参画加速プログラム」が決定されました。

③ 「次世代育成支援対策推進法」の改正

平成20（2008）年12月に「次世代育成支援対策推進法」が改正され、次世代育成支援対策に関する一般事業主行動計画の策定・届出の義務付けの対象となる企業を、従業員数301人以上の企業から101人以上の企業に拡大し、平成23（2011）年4月から施行されました。

④ 国連の「女子差別撤廃委員会の最終見解」による要請等

平成21（2009）年8月に、国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約*の実施状況に関するわが国の報告に対する最終見解が示され、男女の固定的性別役割分担*の解消、女性に対する暴力の問題に対する取組、政治的及び公的分野における女性の参画を促進するための取組、労働市場における男女平等を実現させるための取組、ワーク・ライフ・バランス*を促進するための取組、若年層を対象とした性の健康に関する教育の促進などが求められ、女子差別解消に向けた日本の取組の遅れが指摘されました。

⑤ 「第3次男女共同参画基本計画」の策定

国の第2次男女共同参画基本計画の計画期間が平成22（2010）年度で満了するため、平成21（2009）年3月に、内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、男女共同参画基本法を踏まえた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的方向について諮問し、平成22（2010）年7月に同会議から、「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」が示されました。これを受けて、国においては平成22（2010）年12月に「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

用語解説 *ワーク・ライフ・バランス P100、*女子差別撤廃条約 P98、*固定的性別役割分担意識 P98

【県の動き】

直面する課題や国の動き等に的確に対応するため、男女共同参画に関連する県条例の制定や県計画等の策定・改定が行われました。主なものとして、平成20(2008)年6月に「地域防災計画」の中で、防災活動への女性の参画促進や避難場所における男女双方の視点等への配慮が追加され、平成21(2009)年3月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が法律に基づき策定されました。

また、平成23(2011)年3月には、国の「第3次男女共同参画基本計画」を踏まえて「山口県男女共同参画基本計画 きらめき山口ハーモニープラン」が改定されました。

(4) 市の動き及び課題

【市の動き】

平成20(2008)年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、平成21(2009)年4月には、男女共同参画を推進する拠点施設として、県内で2か所目の山口市男女共同参画センターを設置しました。センターの開設後、男女共同参画に関する講座や学習会、山口市男女共同参画センターフェスティバルを通じて、多くの市民に利用されています。今後ますますの認知度の向上と事業の充実が必要です。

【山口市総合計画】

山口市総合計画は、市の長期的なまちづくりの方向性を示す最も基本となる計画で、本市のまちづくりの基本的な方向を踏まえ、めざす10年後のまちの姿、“ひと、まち、歴史と自然が輝く 交流と創造のまち 山口”の実現に向けて、市民と行政が共通の方向性・目標に向かって取り組み、一体となったまちづくりを進めるため、平成19(2007)年10月に策定しました。「山口市男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会を推進するための部門計画です。

山口市総合計画では、広域経済・交流圏の中で中心的な役割を果たす「広域県央中核都市の創造」、住民自治を推進する、やまぐち式「協働によるまちづくり」を大きな柱として、展開していきます。

そして、分野別計画では、男女共同参画社会の形成に係る基本方針として、「いきいきと子どもが育ち、人がよりよく生きる、文化をはぐくむまち」として、男女共同参画の推進を目指し、「男女共同参画の意識が定着し、男女が社会のあらゆる分野で平等に参画すること」を基本事業のねらいとして各種の施策を展開することとしています。また、山口市男女共同参画センターを拠点施設として、様々な分野における男女共同参画の講座や学習機会の提供を図り、推進する必要があります。

山口市総合計画においても、平成25(2013)年度からの「まちづくり計画」の見直しを進めているところであり、総合計画との連携を図りながら後期行動計画を策定します。

5. 本市の現状と課題

山口市男女共同参画基本計画の施策の柱ごとに設定している施策目標（指標）の達成状況や、平成23（2011）年度に山口市が行った「山口市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）の結果では、改善されている分野もありますが、全体的・総合的には取組のさらなる充実が必要な状況となっています。

前期行動計画（平成20～24年度）の基本目標ごとに、本市のこれまでの取組における現状と課題を考察します。

基本目標1 男女の人権の尊重

現状

(1) 男女の人権尊重の意識づくり

- ・市男女共同参画センターフェスティバル・人権ふれあいフェスティバルの開催
- ・市人権学習講座の開催

(2) 男女間における暴力の根絶

- ・ドメスティック・バイオレンス*防止啓発リーフレットの配布
- ・「女性のための悩みごと相談」の実施（週2回、市男女共同参画センター）
- ・市男女共同参画センター・人権推進課 男女共同参画推進室での相談受付
- ・被害者保護のための支援措置の充実

(3) 心とからだの健康支援

- ・妊娠届出時保健指導、若年世代の健康診査や健康相談事業の実施

《指標》

項 目		平成18年度	現状（値）	目標（値）
ドメスティック・バイオレンス*にあたると思う人の割合	平手で打つ	67.4%	68.8% (平成23年度)	100% (平成24年度)
	殴るふりをして、おどす	56.4%	55.7% (平成23年度)	100% (平成24年度)
	いやがっているのに、性的な行為を強要する	72.9%	73.3% (平成23年度)	100% (平成24年度)

課題

- ・人権尊重を基盤にした男女平等、家庭生活の大切さなどへの理解を深めるため、子どもの頃からの将来を見通した教育が必要です。
- ・配偶者等からの暴力を予防し、暴力を許さない社会の実現を目指した意識啓発及び法律、制度など、被害者支援のための周知を図ることが必要です。
- ・男女共同参画の視点に立った、男性、子どもの男女共同参画を推進する必要があります。

用語解説 *DV（ドメスティック・バイオレンス） P99

基本目標2 男女共同参画意識の醸成と浸透

現 状

(1) 男女共同参画社会の形成に向けての市民意識の醸成

- ・意識醸成のための広報、啓発のための情報誌を発行し、全戸配布
- ・市報、テレビ、ラジオなどの広報媒体を活用した、効果的な情報発信
- ・市公式ウェブサイト・市男女共同参画センターホームページの活用
- ・男性の料理教室、介護者のための講座等の開催
- ・定期的な市民意識調査の実施、分析及び活用

(2) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

- ・保護者または親子を対象とした家庭教育講座の開催
- ・学校、幼稚園、保育園の男女混合名簿の使用
- ・小中学生向けの男女平等意識を育むリーフレット作成・配布

《指標》

項 目	平成18年度	現状（値）	目標（値）
男女共同参画が実現されていると思う市民の割合	46.6%	59.9% (平成23年度)	50.0% (平成24年度)
固定的性別役割分担意識* 「男は仕事、女は家庭」という考え方	賛成＝反対	賛成＜反対 (平成23年度)	賛成＜反対 (平成24年度)

課 題

- ・男女共同参画意識の醸成のため、引き続き市報を中心とした啓発を図る必要があります。
- ・キャリア教育を推進し、子どもの頃からの性別や能力にこだわらない、平等な人間関係を築くための生徒指導が必要です。
- ・市男女共同参画センター、地域交流センターなどにおいて、対象者を絞った講座や時事を反映した学習会を実施します。
- ・市公式ウェブサイト及び市男女共同参画センターホームページを充実し、情報を提供する必要があります。
- ・小中学生向けの啓発リーフレットの掲載データや記事の定期的な更新を図る必要があります。

基本目標3 あらゆる分野への男女共同参画の促進

現 状

(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

- ・ 審議会等への女性の登用促進
- ・ 事業所におけるポジティブ・アクション*の取組促進
- ・ 農林水産業における女性の参画促進のため、家族経営協定の締結推進や女性農業委員への研修の実施
- ・ 市防災会議や消防団へ女性の視点を取り入れ、防災意識を高める取組

(2) エンパワーメント*とリーダーの育成

- ・ 市民大学講座・シティカレッジや市民向けのお気軽講座の開催
- ・ 人材発掘・人材養成のための市民活動支援

(3) 家庭・地域における男女共同参画の促進

- ・ 子育てへの参加促進のための、パパママ学級、父親向け学習会の開催
- ・ 学習指導要領に基づいた家庭科の男女共修
- ・ 中高生等の乳幼児ふれあい体験の実施
- ・ 地域型つどいの広場の子育て支援
- ・ 地域における学習機会の提供

(4) 国際交流・協力を通じた男女共同参画の推進

- ・ 友好都市、姉妹都市との交流による相互理解の促進

《指標》

項 目	平成19年度	現状（値）	目標（値）
審議会等委員に占める女性の割合	28.2%	27.3% (平成23年度)	30.0% (平成24年度)
農業協同組合正組合員に占める女性の割合	28.8%	27.9% (平成22年度)	33.0% (平成22年度)
農業委員に占める女性数（割合）	4人（8.2%）	4人（8.2%） (平成22年度)	6人（12.0%） (平成22年度)
消防団員に占める女性の割合	3.8%	2.7% (平成23年度)	6.2% (平成24年度)
地域型つどいの広場設置数	2か所	7か所 (平成24年度)	8か所 (平成24年度)

課 題

- ・ 審議会等に女性委員の登用を推進し、多様な意見を反映できるように、選任の方法などの再考を働きかけます。
- ・ 事業所や市民団体に男女共同参画の意識啓発や環境整備に向けて理解を深める働きかけが必要です。

- ・防災・災害復興において、男女共同参画の視点を踏まえた取組を充実させる必要があります。
- ・男女ともに子育てに参加し、家事を分担するなどのワーク・ライフ・バランス*の意識のもと、男性にとっての男女共同参画に取り組む必要があります。
- ・将来を見据えた自己形成ができるように、子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進することが求められています。

基本目標4 男女がいきいきと働ける環境整備

現 状

(1) 男女平等な雇用環境の整備

- ・仕事と家庭生活の両立等に関連した各種講座及びビジネスセミナーの開催
- ・事業所における、ポジティブ・アクション*の取組の促進

(2) 仕事と家庭の両立支援

- ・ファミリー・フレンドリー企業*の普及促進
- ・働きやすい環境整備のための、保育園、児童クラブの充実・整備
- ・地域包括支援センターでの総合相談支援、家族介護支援事業などの充実

(3) 女性のチャレンジ事業

- ・就職・再就職に関する情報提供の実施
- ・母子自立支援員による相談事業や生活支援の実施
- ・起業フォローアップセミナーの開催

《指標》

項 目	平成19年度	現状（値）	目標（値）
ポジティブ・アクション*に取り組む事業所の割合	16.9%	20.5% (平成23年度)	30.0% (平成24年度)
通常保育定員数	2,530人	2,840人 (平成24年度)	2,600人 (平成24年度)
延長保育実施保育所数	24か所	25か所 (平成24年度)	24か所 (平成24年度)
児童クラブ実施学級数	31学級	40学級 (平成24年度)	40学級 (平成24年度)

課 題

- ・市内に多く所在する中小企業向けに、働きやすい職場環境のためのワーク・ライフ・バランス*普及促進により、ポジティブ・アクション*への取組を推進します。
- ・保育所の定員増を図り、待機児童の解消に向けた施設整備や児童クラブの充実により、子どもを持つ親が安心して就業できる環境づくりを推進します。

基本目標5 推進体制の整備・充実

現 状

(1) 推進体制の強化

- ・市民ネットワークの充実強化及び市民団体との連携
- ・男女共同参画を担う市民団体への支援の他、民間有識者からなる山口市男女共同参画推進会議の開催
- ・新規採用職員を中心とした研修の実施
- ・庁内の推進の中核となる、山口市男女共同参画推進本部会議を開催し、各課の協力のもと、総合的かつ一体的な推進に努めています。

(2) 推進拠点の整備・充実

- ・平成21年4月に山口市男女共同参画センターを設置し、男女共同参画社会を目指し、市民、団体、事業者等が主体となって幅広く活動を行うための拠点施設として整備
- ・「女性のための悩みごと相談」の実施（週2回、市男女共同参画センター）
- ・窓枠の改修をはじめ、相談室の防音工事、省エネタイプの照明への交換など施設の充実を図りました。

《指標》

項 目	平成18年度	現状（値）	目標（値）
山口市男女共同参画センターの認知度	—	24.2% （平成23年度）	50.0% （平成24年度）

課 題

- ・男女共同参画推進活動を行う市民団体間のネットワークを構築することや、男女共同参画の市民活動へ、若い世代の加入が課題となっています。
- ・職員全般を対象とした男女共同参画に関する研修など、職員の意識啓発に努めることが必要です。
- ・庁内組織を活用し、連携、調整をすることにより、今後ますますの全庁的な取組の必要があります。
- ・市男女共同参画センターのライブラリーを充実し、図書やDVDの貸し出しなど、多くの市民の利用を促進します。
- ・市男女共同参画センターが拠点施設として、さらに多くの市民に親しみやすく愛される施設となるよう、愛称の「ゆめぼぼら」を活用します。

「ゆめぼぼら」の、「ぼぼら」はイタリア語で「市民の」意味を持つポポラーレに由来しています。男女共同参画社会の実現を目指して、男女が集い多くの夢が生まれる素晴らしい空間になるようにとの願いが込められています。

6. 後期行動計画重点目標

(1) 政策・方針の立案及び決定への女性の参画の推進

審議会や行政委員会の女性委員の割合は、平成24（2012）年度に30.0%を目標としていますが、平成23（2011）年度では、27.3%と伸び悩みが見られます。また、女性委員のいない審議会も依然として残っており、市職員の採用では、男女の区別なく優秀な職員の採用を行っていますが、一般行政職の女性の管理職への登用は少なく、管理職に占める女性の割合は、5.8%（137名中8名）となっています。

女性の参画が少ない分野に参画していくことは、新しい発想と多様な価値感をもたらし、職場や地域社会の活性化につながります。組織の役職や行政の審議会など、政策・方針を決定する場への女性の積極的な参画を推進します。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス*）のための環境整備

子どもを安心して生み、育てられる環境の整備が図られることは、男女共同参画社会の前提として極めて重要です。保育園の入園待機児童を減らす取組や、就労環境が依然として厳しく、自立が困難なひとり親家庭などに支援をする必要があります。

加えて、男性の仕事中心のライフスタイルを見直し、女性も積極的に社会と関わりを持つなど、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境を整備します。

(3) 配偶者に対するあらゆる暴力の防止と被害者への支援

前期行動計画においては、「男女の人権の尊重」の中の項目で「男女間における暴力の根絶」として対策の推進をしていますが、後期行動計画においては、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として、「山口市男女共同参画基本計画」の中に含める形で「山口市DV（ドメスティック・バイオレンス）*対策基本計画」を策定し、配偶者からの暴力にかかる通報、相談、保護等の支援体制を整備します。

(4) 男女共同参画意識の一層の浸透

「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識*や、社会制度・慣行の中には、男女の地位の不平等感が根強く残っており、個人の能力や個性が十分発揮できない実態が数多く残されています。そういった状況に気づき、見直していくことができるように、男女共同参画の正しい理解を求めるとともに意識の一層の浸透を図ります。

7. 新たに取り入れる視点

(1) 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人が職場、学校、地域、家庭などあらゆる場面で活躍することができる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会です。しかしながら、これまで、男女共同参画は働く女性の支援など、女性のための課題として認識されることが多く、特に男性の意識が低い状況となっています。

男性社員が、妻がいることを理由に法律上では可能な育児休業の取得が困難といった事例や、「男だから、弱音を吐くべきでない」との思いから、悩みごとを相談できない場合など、「男だから」という意識が、男性にとっても、社会にとっても重荷となっていることがあるのではないのでしょうか。このことは、年間の自殺者の3分の2を男性が占めていることと無関係ではありません。

男女共同参画社会とは、性別に関わりなく、ともにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会です。男性自身の、男性に対する「固定的性別役割分担意識*」を解消できれば、男性にとっても暮らしやすい社会を築いていけるのではないのでしょうか。

また、子どもの頃から男女共同参画を正しく理解し、自然に実践できるよう、粘り強く教育・啓発に努めます。

さらに、様々な情報や誘惑が氾濫する中、男女共同参画の視点から、主体的に情報を読み解き、活用する力（メディア・リテラシー*）を養い、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう、性や健康に関する正しい理解の促進を図ります。

(2) 防災・災害復興における男女共同参画の推進

風水害や地震などの災害はいつ起こるか予測が難しいだけでなく、被害の想定も困難です。被災時には、不便な生活環境の下で、家事や育児などの家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災（復興）の取組を進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して各避難所への備蓄品の選定などに努める必要があります。避難所では、責任者を男女それぞれ配置するなど、男女に関わりなく、作業を共同で分担し、被災者がお互いの活動を評価し、尊重することが大切です。

また、被災時や復興段階における女性や子どもに対する暴力を防止するため、男女別のトイレ・更衣室・洗濯物の干し場など、安心・安全に配慮した場所や通路の確保を行い、二次被害を受けることがないように工夫を必要としています。

特に広域化した本市においては、中山間地域から臨海部にいたる多様な地勢を有する中で、災害に備えて、防災計画等に男女共同参画の視点に立ち、多様な人々の意見が反映されるよう、推進を図ります。また、平時訓練として、避難所を想定した体育館などでの体験等を通じて、地域防災体制について検討し、安心・安全な避難所を市民と協働で考え、防災講座などを継続的に開催します。